



潤水都市 さがみはら

他都市比較で見る相模原市財政の状況

(平成27年度普通会計決算)

相模原市企画財政局
財務部財務課
平成29年4月

の政令指定都市と比較を行った資料です。

称：決算統計)」の各種数値に基づき作成したものです。

旧藤野町と合併しているため、それぞれの年度の数値は旧相模原市と各旧町の決

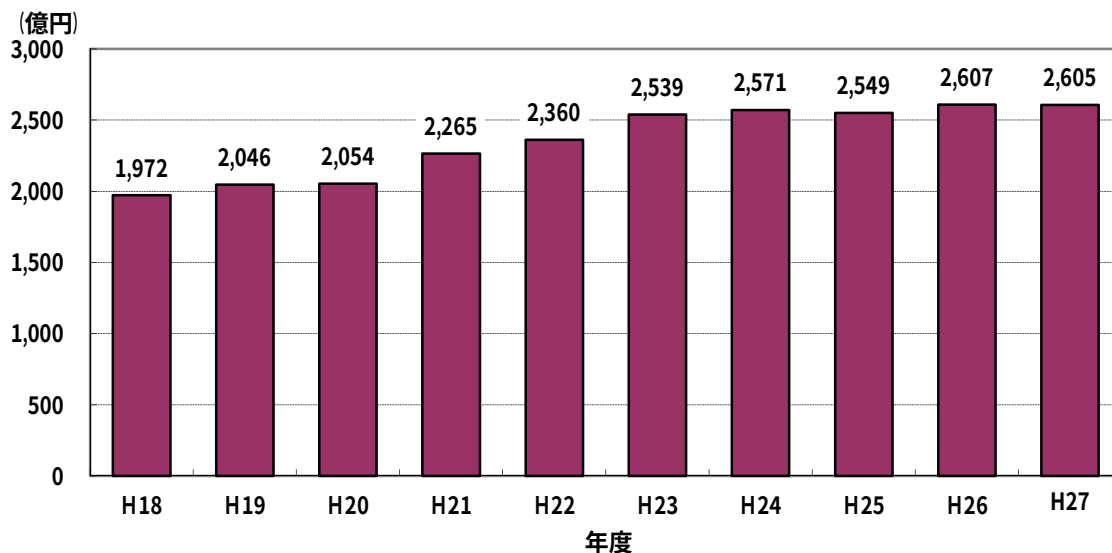
目 次

本書のご利用にあたって	1
1 財政規模	3
(1) 普通会計財政規模（歳入決算額）の推移	
(2) 普通会計財政規模（歳出決算額）の推移	
(3) 歳入決算額政令指定都市一覧	
(4) 歳出決算額政令指定都市一覧	
2 財政指標	6
(1) 財政力指数	
(2) 実質収支比率	
(3) 経常収支比率	
(4) 実質公債費比率	
(5) 将来負担比率	
3 歳入	12
(1) 市税	
(2) 個人市民税	
(3) 法人市民税	
(4) 固定資産税	
(5) 市税内訳の比較	
(6) 市税収入額と歳入に占める割合の推移	
(7) 市税の種類と内訳	
(8) 普通交付税	
(9) 特別交付税	
(10) 本市の地方交付税額の推移	
(11) 本市の普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の推移	
(12) 財政調整基金残高一覧	
(13) 本市の財政調整基金残高の推移	
4 歳出	19
(1) 人件費	
(2) 扶助費	
(3) 公債費	
(4) 普通建設事業費	
5 負債の状況	23
(1) 市債残高	
(2) 歳入総額に対する市債現在高の比率	

1 財政規模

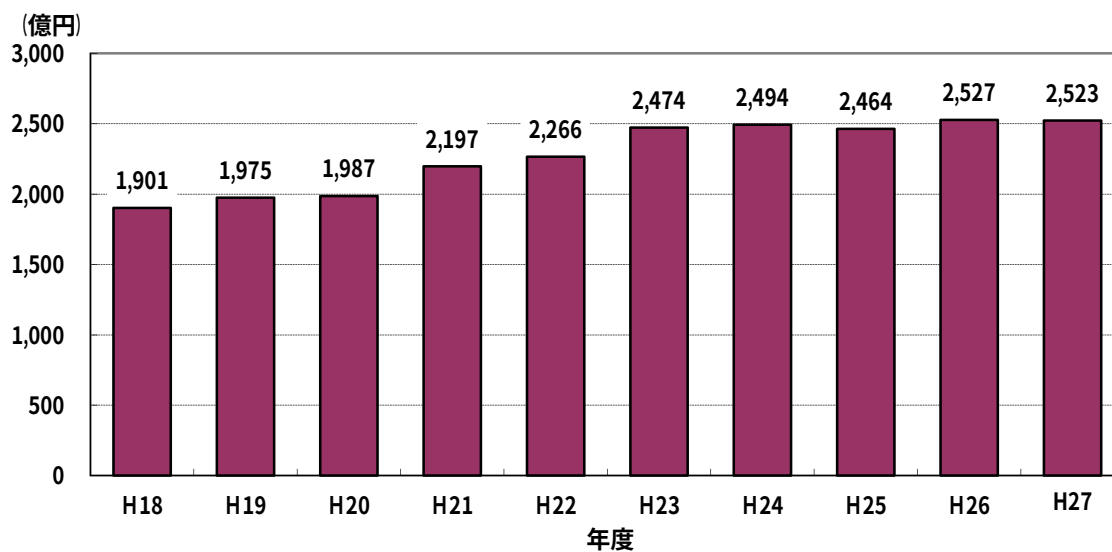
平成 27 年度の本市の普通会計※¹ 決算額は、歳入決算額が約 2,605 億円、歳出決算額が約 2,523 億円で、前年度に比べ歳入では約 2 億円(△0.1%)、歳出では約 4 億円(△0.2%)の減額となり、歳入歳出ともに前年度を下回りました。

(1) 普通会計財政規模（歳入決算額）の推移



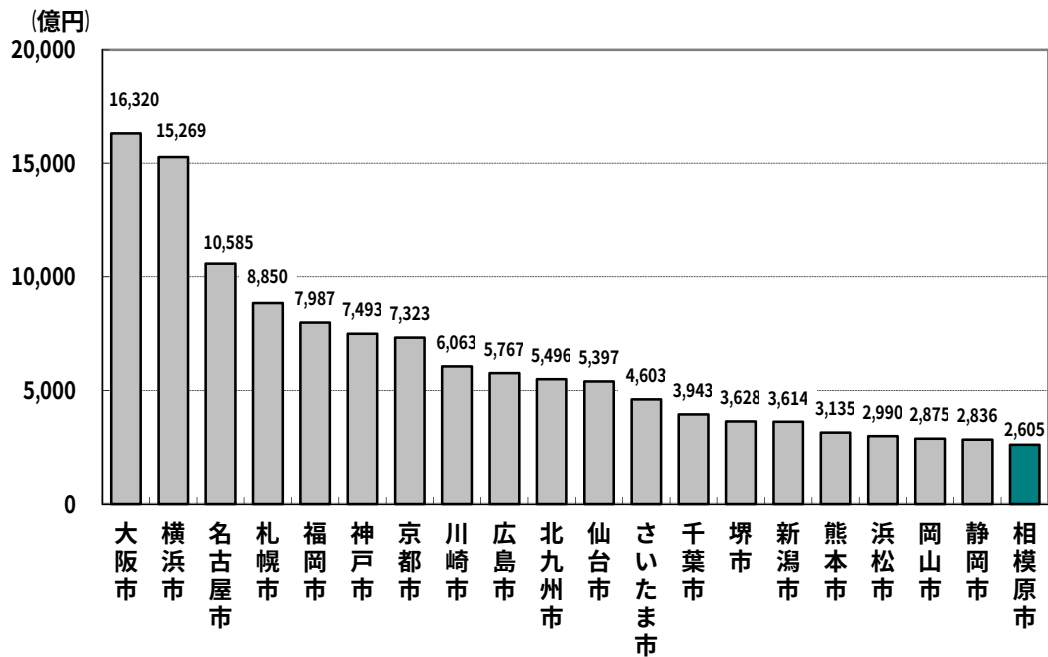
歳入については、昨年度に引き続き市税や地方消費税交付金が増収となった一方、市債の減額などにより、全体としては微減となりました。

(2) 普通会計財政規模（歳出決算額）の推移



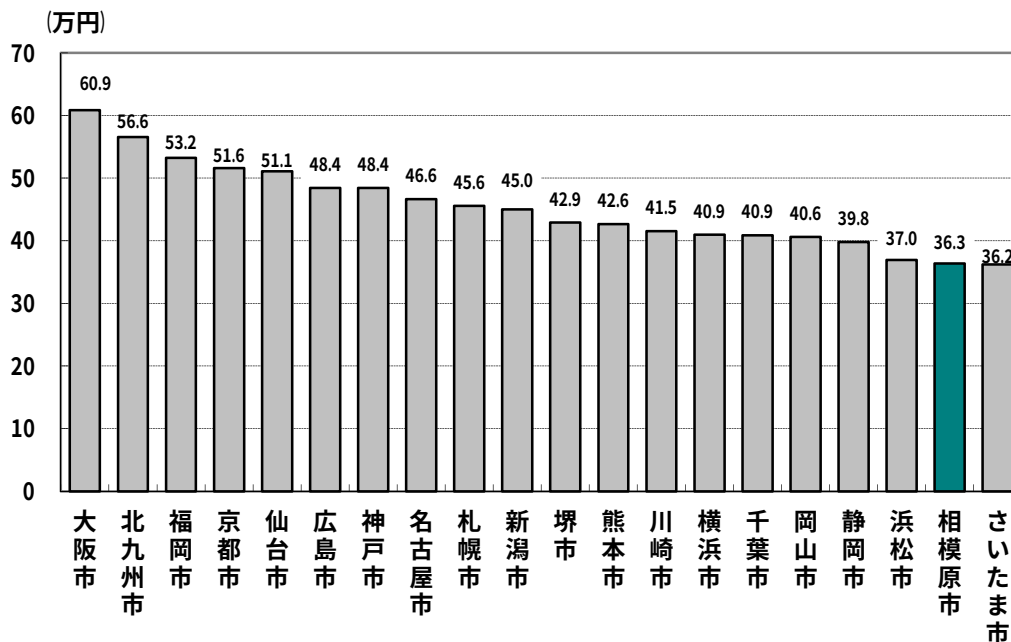
歳出については、扶助費や繰出金などが増加した一方、普通建設事業費の減額などにより、全体として微減となりました。

(3) 歳入決算額政令指定都市一覧



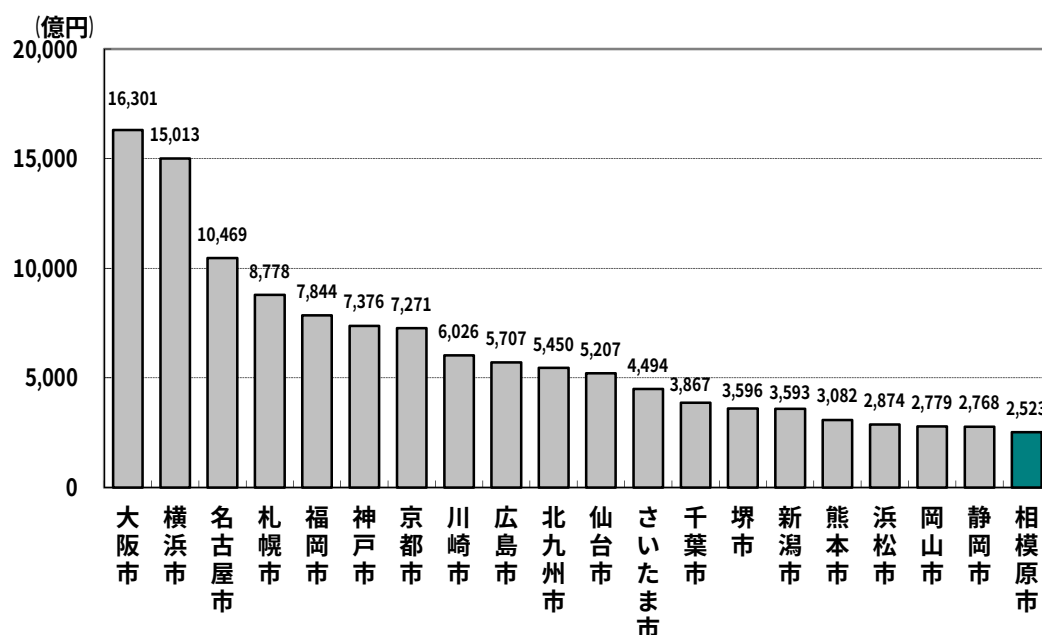
本市の歳入決算額は2,605 億円で、政令指定都市 20 都市中 20 位となっています。最も規模が大きい大阪市の1兆6,320 億円と比べると、本市の規模は約6分の1です。

《市民一人当たりの歳入決算額》



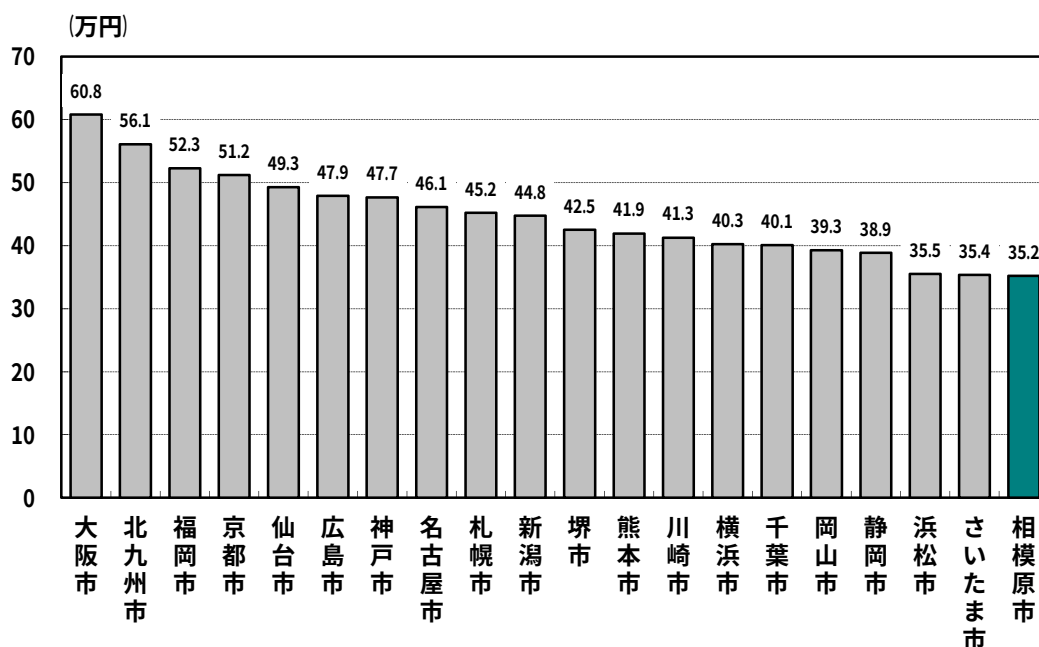
市民一人当たりの歳入決算額は36.2 万円で、政令指定都市 20 都市中 19 位と小さい方から2番目となっています。

(4) 歳出決算額政令指定都市一覧



本市の歳出決算額は2,523億円で、政令指定都市20都市中20位となっています。歳入と同様に最も規模が大きい大阪市の1兆6,301億円と比べると、本市の規模は約6分の1です。

《市民一人当たりの歳出決算額》



市民一人当たりの歳出決算額は35.2万円で、政令指定都市20都市中20位となっています。一般的に規模が大きい都市の方が一人当たりの行政コストは少なく済むと言われていますが、本市は人口でも財政規模でも他の都市には及びませんが、「小粒でも堅実、健全な財政運営」を実現しているといえます。

2 財政指標

(1) 財政力指数

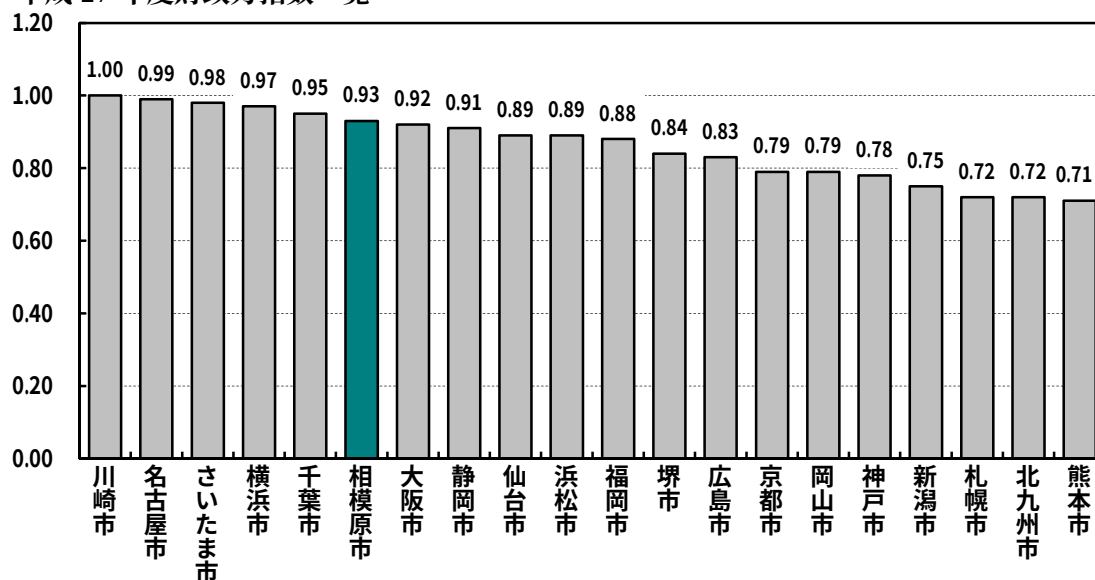
財政力指数とは、収入と支出を国の基準に基づいて比べた指標で、自治体の財政力を計る物差しとしてよく使われます。

指数が「1」を超えると財政的にゆとりがある状態といえます。反対に「1」を下回ると地方交付税制度^{※2}に基づく財源不足が生じていることを示し、普通交付税が交付される「交付団体」となります。

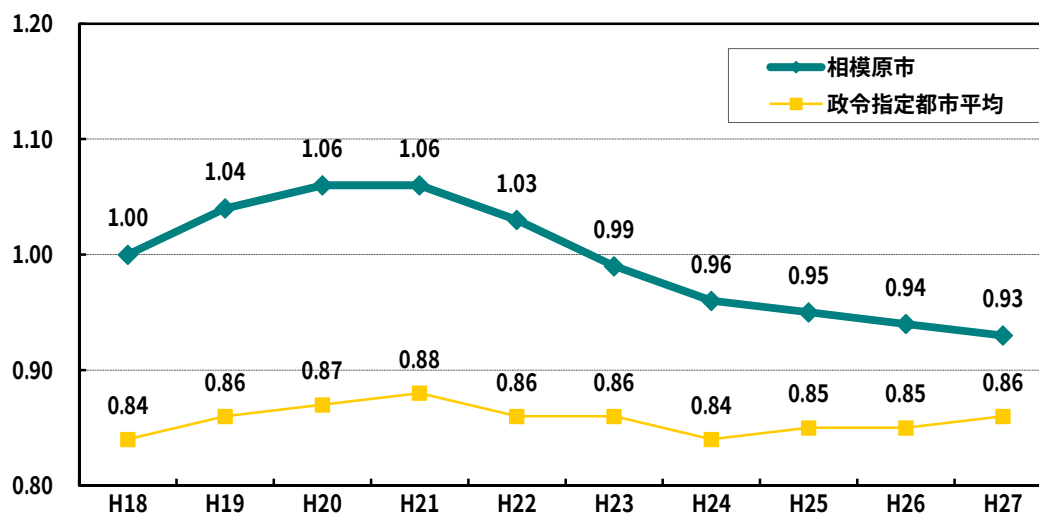
近年は景気後退の影響を受け、財政力指数が「1」を超える地方自治体は全国的にも数が少なく、本市の「0.93」という値は、20 政令指定都市の中でも 6 位となっており、比較的財政力が高いといえます。

財政力指数 = (基準財政収入額^{※3} ÷ 基準財政需要額^{※4}) の過去 3 か年の平均値

平成 27 年度財政力指数一覧



財政力指数の推移



(2) 実質収支比率

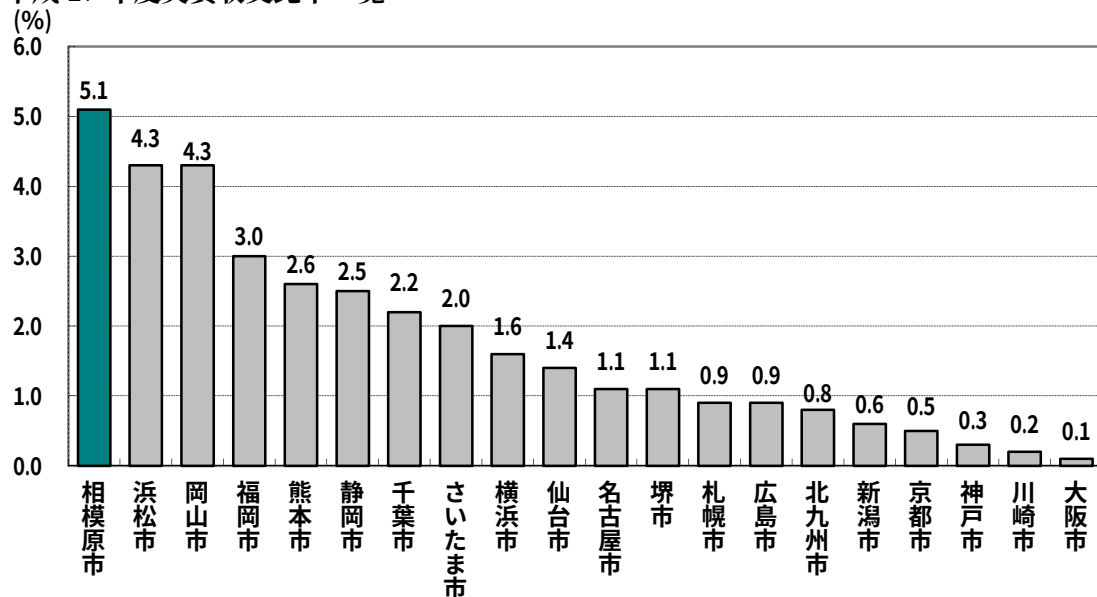
地方公共団体の財政運営には、適度な歳入歳出の均衡が求められており、収支の相対的な大きさを示す指標を「実質収支比率」といいます。

計算式：実質収支比率（％）＝実質収支※⁵÷標準財政規模※⁶×100

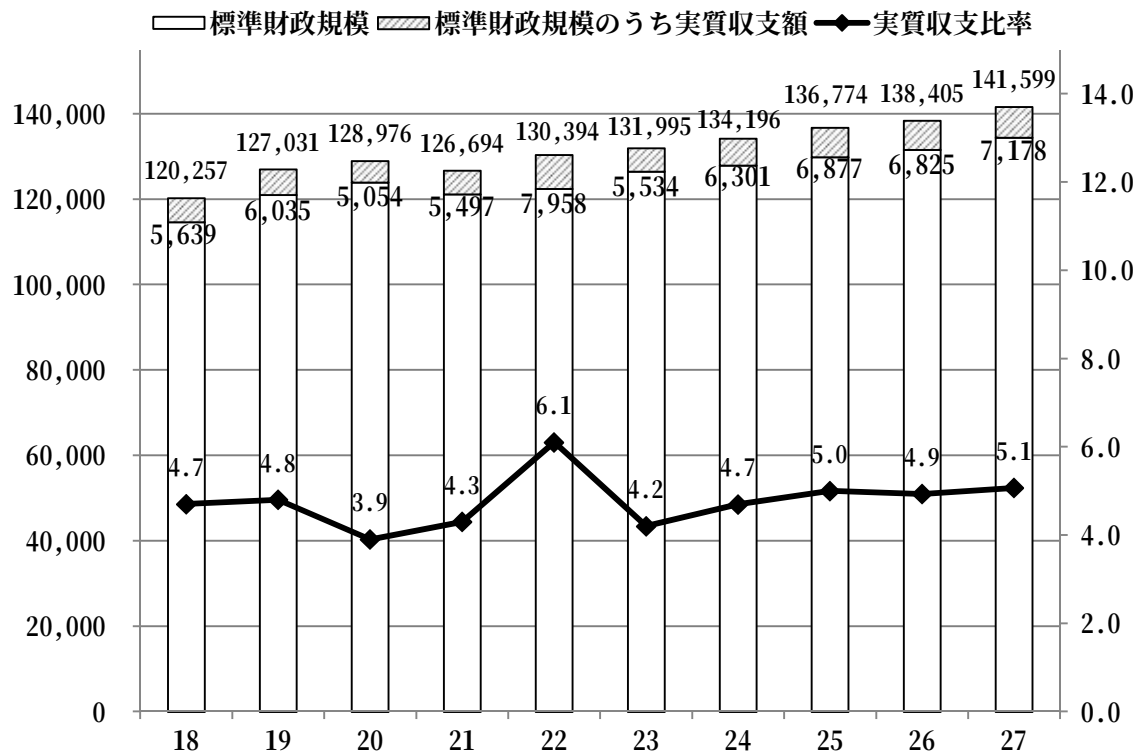
※標準財政規模…標準的な一般財源※⁶の規模を示すもの（P10 参照）

説明：実質収支が標準財政規模に対しどの程度の割合かを示すもので、財政規模が違う地方公共団体間の比較を可能にしている指標

平成 27 年度実質収支比率一覧



実質収支比率の推移



(3) 経常収支比率

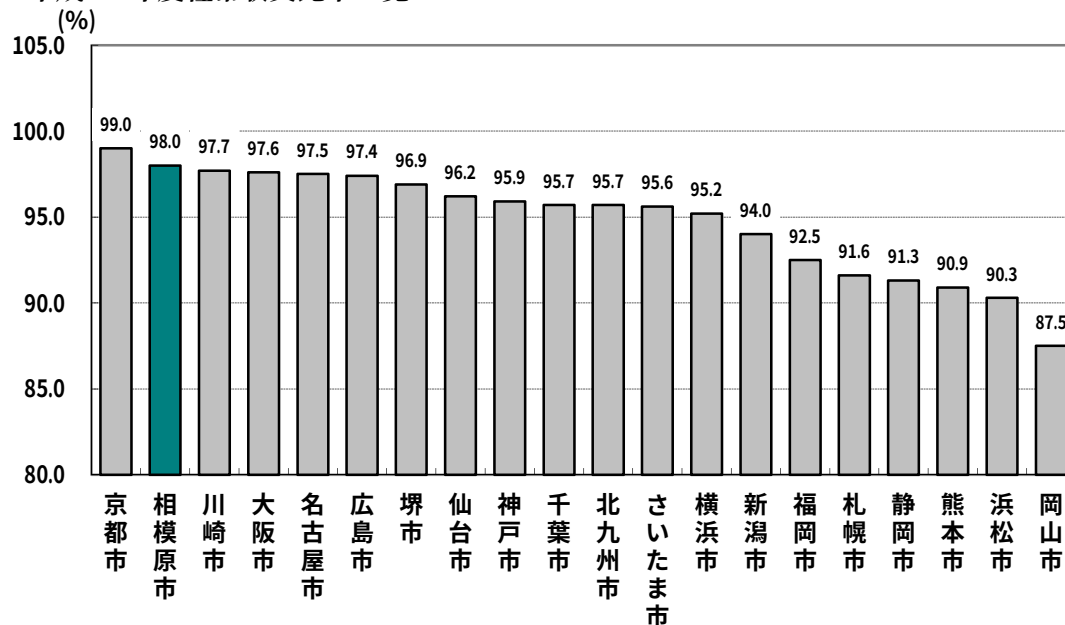
経常収支比率は財政指標のひとつで、財政の柔軟性の度合いを示すものです。一般財源の中の経常的な収入（経常一般財源）が、どの程度経常的な支出に充てられているか（経常経費充当一般財源額）を算出し、ゆとりの度合い、つまり財政の柔軟性について指標化しており、この指標を経常収支比率といいます。本市の値は「98.0」で、政令指定都市 20 都市中 2 位となっており、平成 26 年度から 0.1 ポイント改善したものの、財政の硬直化が進んでいる状況です。

計算式：経常収支比率＝経常経費充当一般財源÷経常一般財源×100

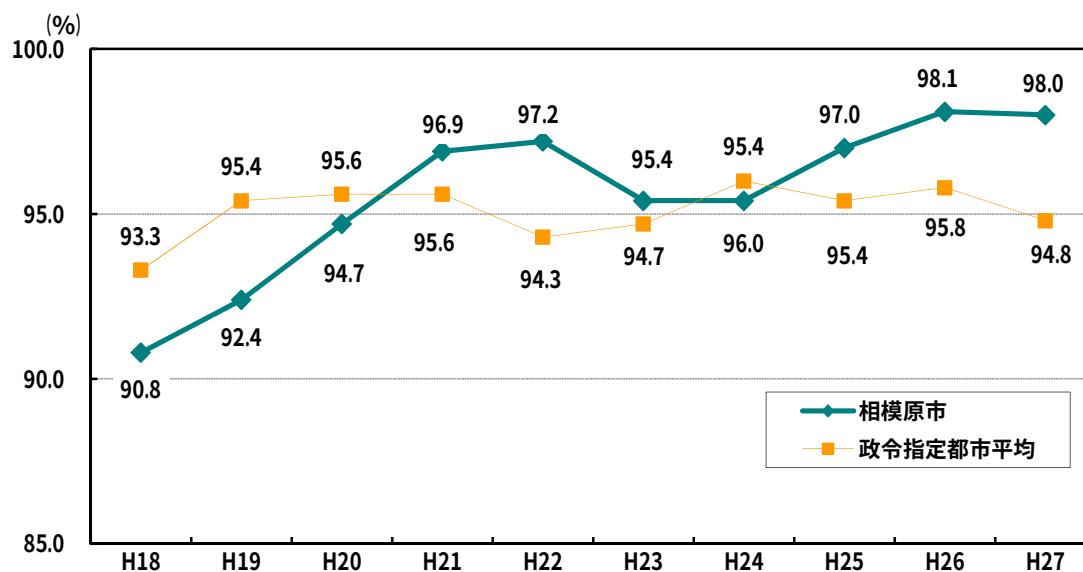
※経常一般財源には臨時財政対策債^{※7}が含まれます。

説明：人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標

平成 27 年度経常収支比率一覧



経常収支比率の推移



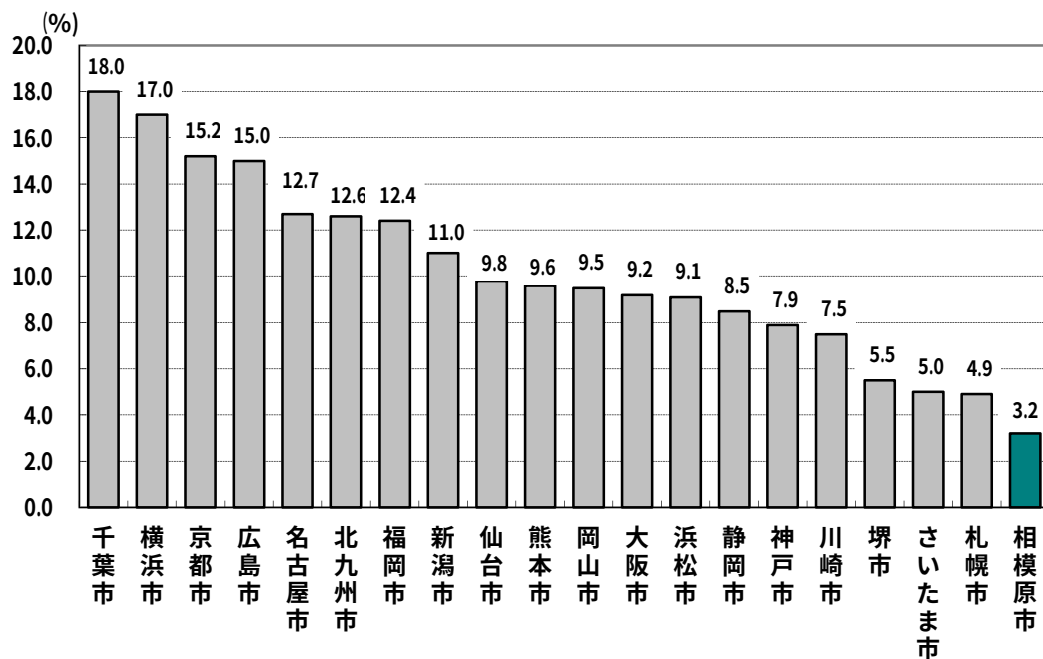
(4) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金など実質的な公債費の標準財政規模に対する比率のことをいいます。実質公債費比率は過去3か年の平均値を用いるため、急激な指標の変化はありませんが、指標が早期健全化基準の25%に達すると財政健全化計画を策定し、財政状況の改善を行う必要があります。

本市の実質公債費比率は3.2%と早期健全化基準の25%を大きく下回っています。また、政令指定都市20都市中でも最も小さい値となっております。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

平成27年度実質公債費比率一覧



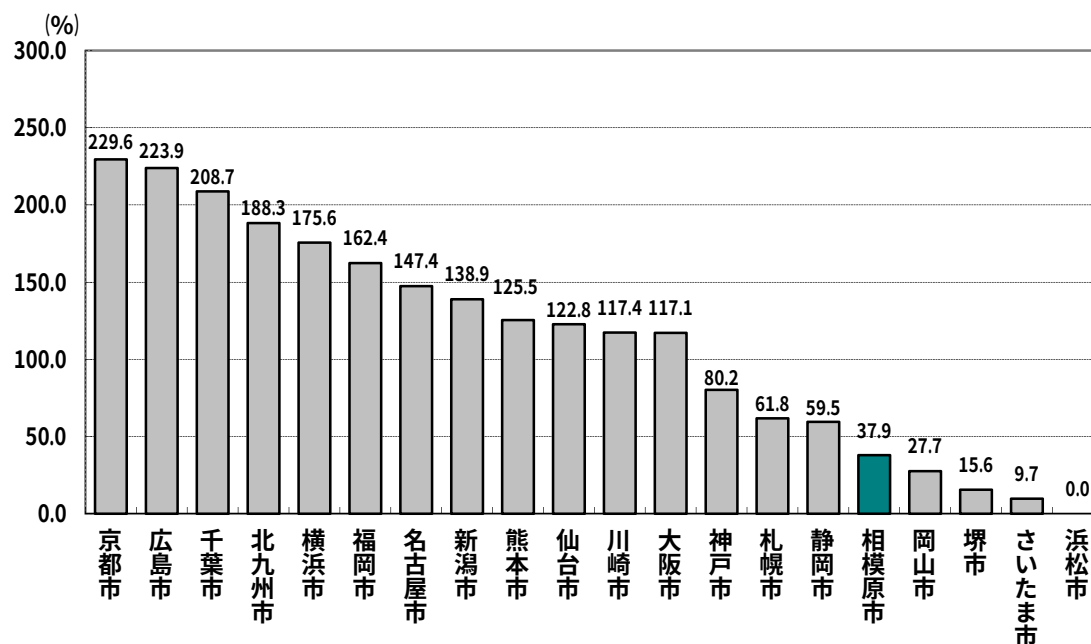
(5) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等を含む一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことをいい、債務の総額が財政規模に対してどの程度の割合かを示した指標です。政令指定都市の場合、早期健全化基準が400%となっており、将来負担比率がこの値を超えると債務削減の計画を作成することなどが必要となります。

本市の将来負担比率は37.9%と早期健全化基準の400%を大きく下回っています。また、政令指定都市20都市中でも5番目に小さい値となっております。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

平成27年度将来負担比率一覧

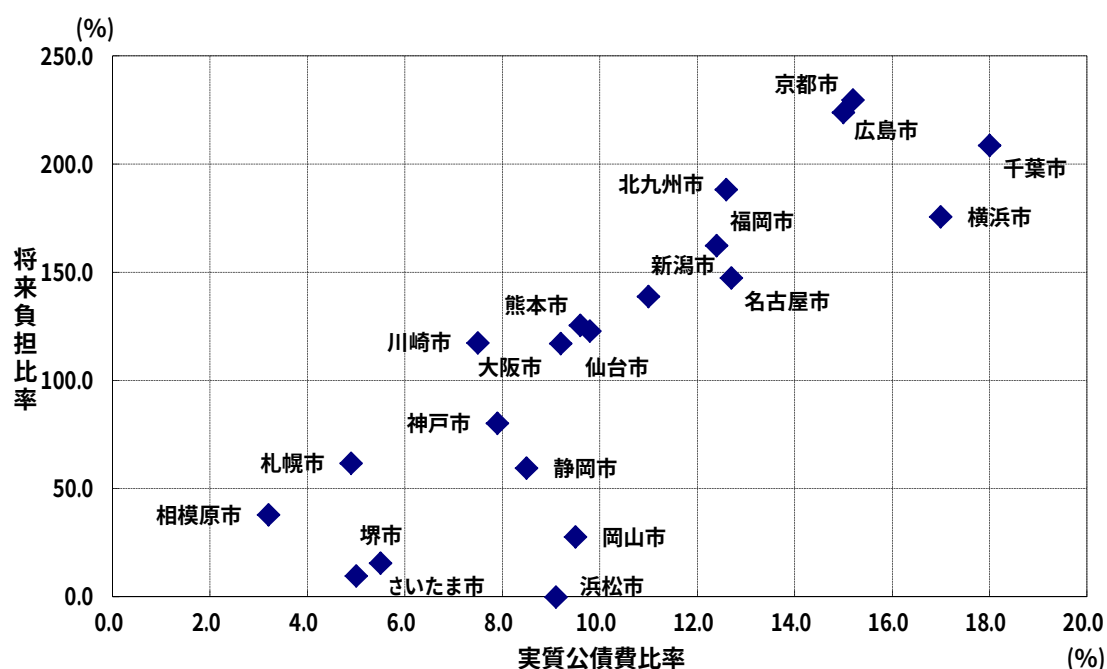


＊標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの（市税、交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源）であり、地方交付税算定時に基準財政収入額をもとに求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税を加えたものです。

ただし、地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により、毎年度の特例として、臨時財政対策債発行可能額を含む数値となっています。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$



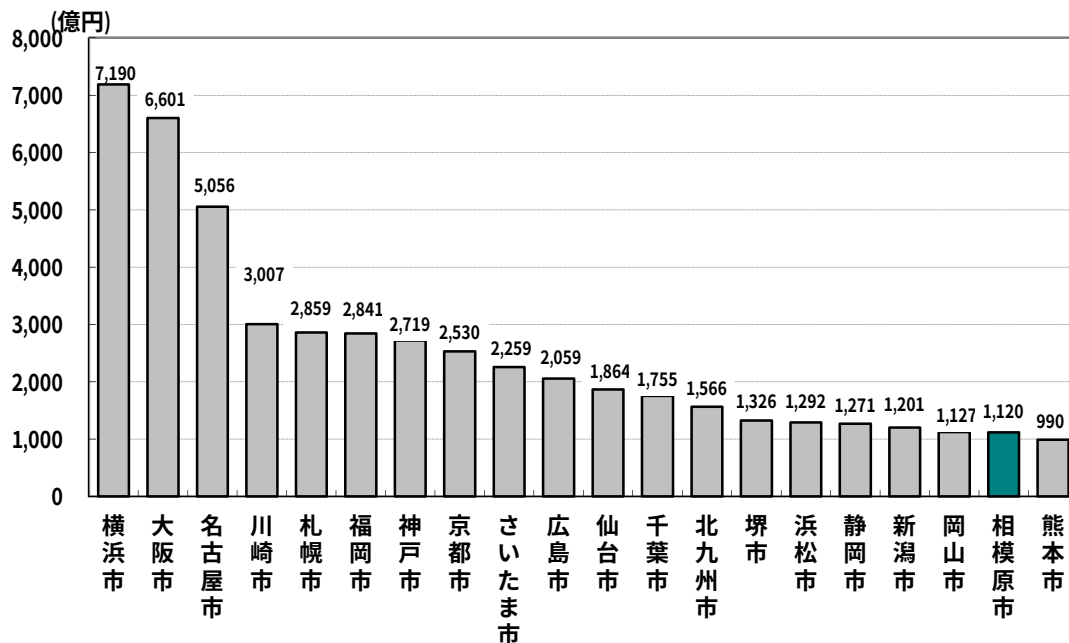
政令指定都市の実質公債費比率と将来負担比率を比較したものです。グラフの左下に位置しているほど、将来の負担が少なく、必要以上に借金をしていないといえます。

本市は、実質公債費比率が3.2%、将来負担比率37.9%であることから、グラフの左下に位置しており、他市に比べ非常に小さいことがわかります。

3 歳入

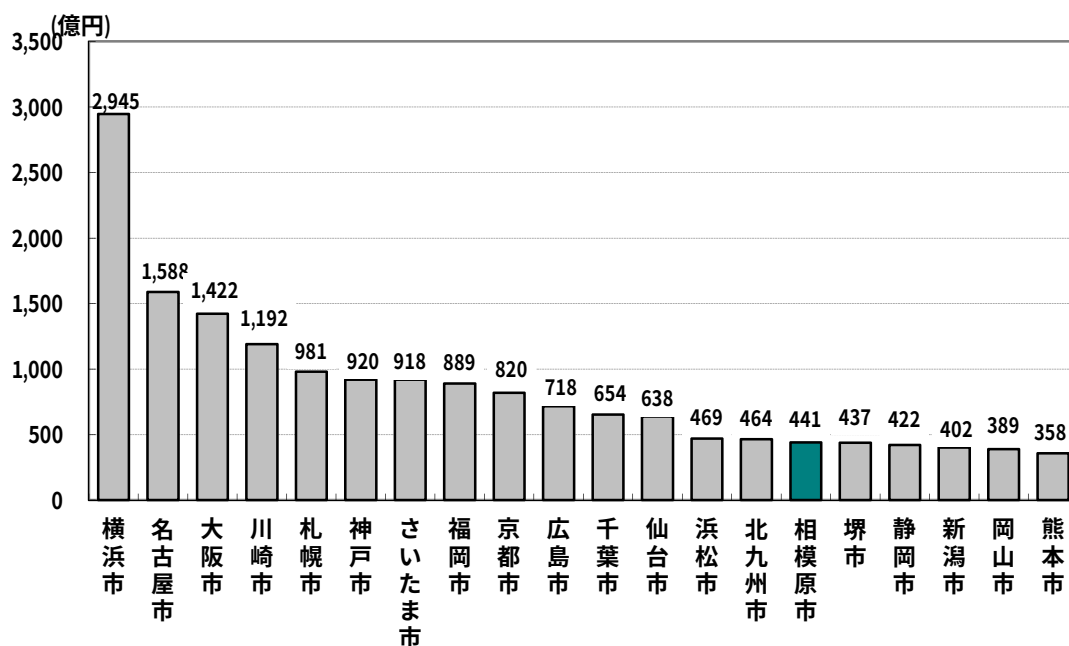
(1) 市税

市税には大きく分けて市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の6種類があります。本市の市税の決算額は約1,120億円で、5年連続の増収となりました。



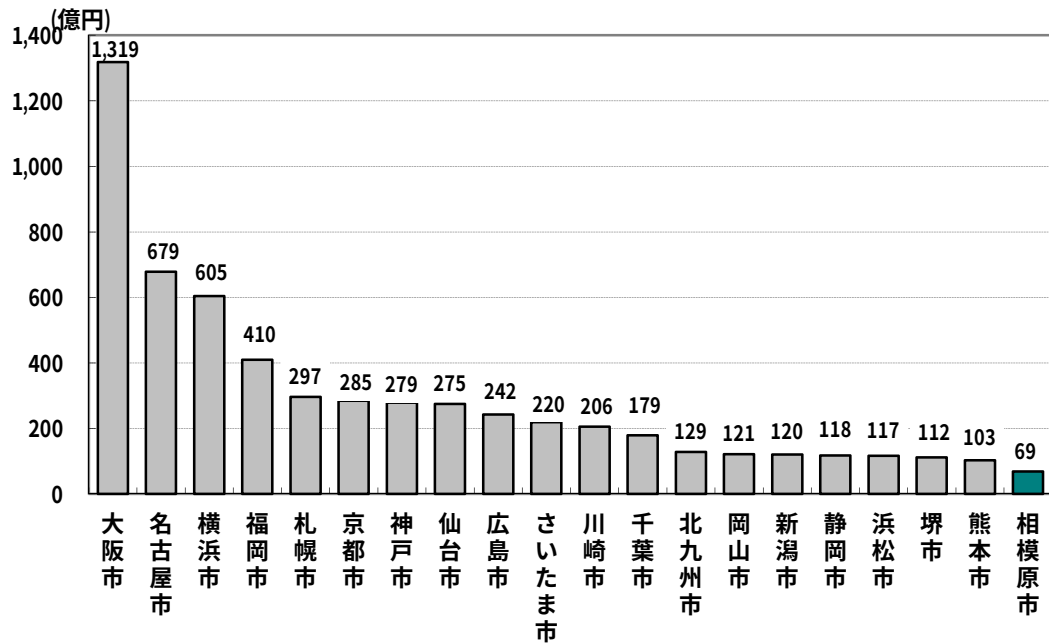
本市の市税は、政令指定都市20都市中19位となっています。最も規模が大きい横浜市の7,190億円と比べると、本市の規模は約6分の1です。

(2) 個人市民税



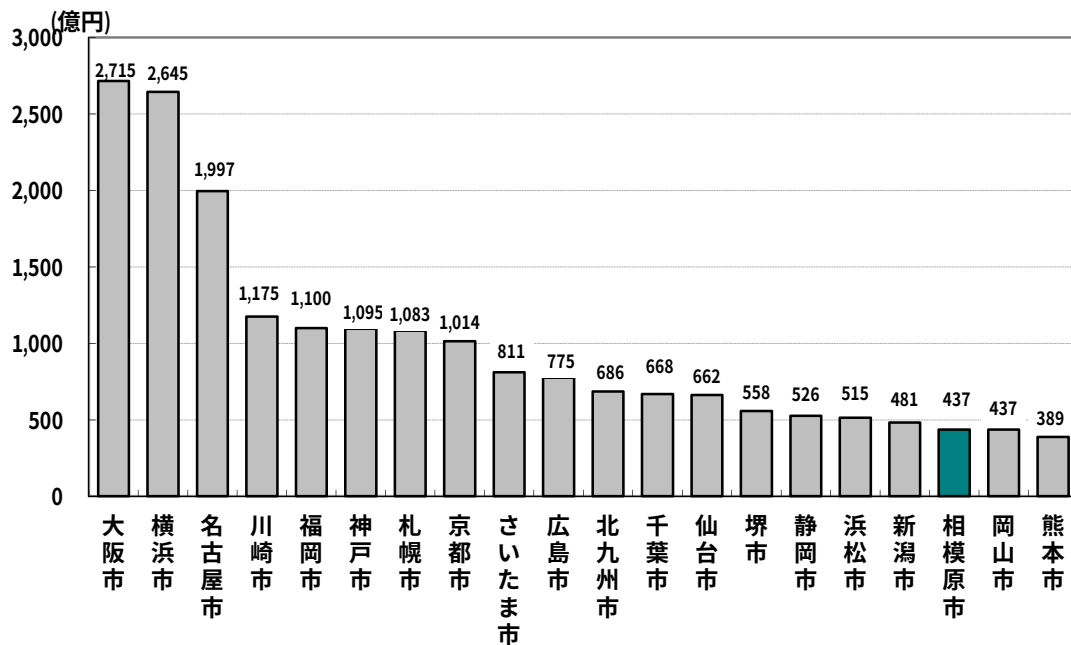
本市の個人市税の決算額は441億円で、政令指定都市20都市中15位となっています。最も規模が大きい横浜市の2,945億円と比べると、本市の規模は約7分の1です。

(3) 法人市民税



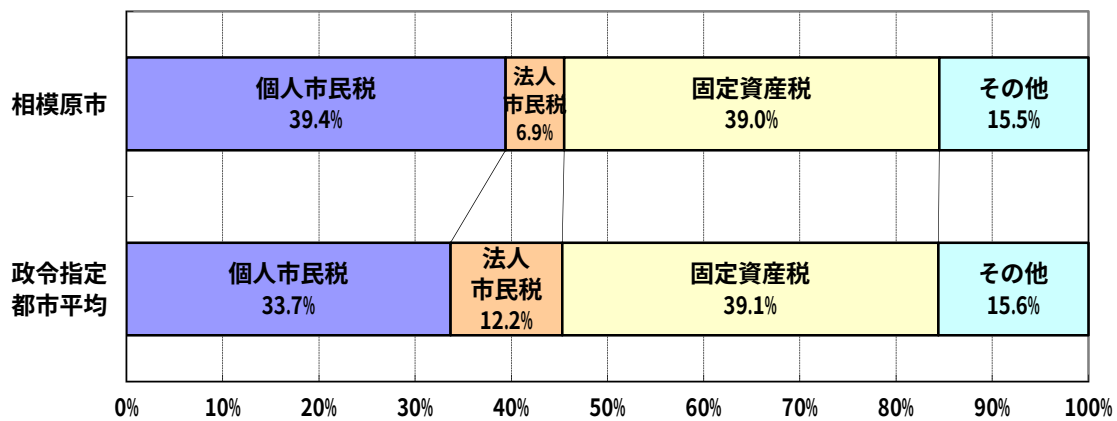
本市の法人市税の決算額は69億円で、政令指定都市20都市中20位となっています。最も規模が大きい大阪市の1,319億円と比べると、本市の規模は約19分の1です。

(4) 固定資産税



本市の固定資産税の決算額は437億円で、政令指定都市20都市中18位となっています。最も規模が大きい大阪市の2,715億円と比べると、本市の規模は約6分の1です。

(5) 市税内訳の比較

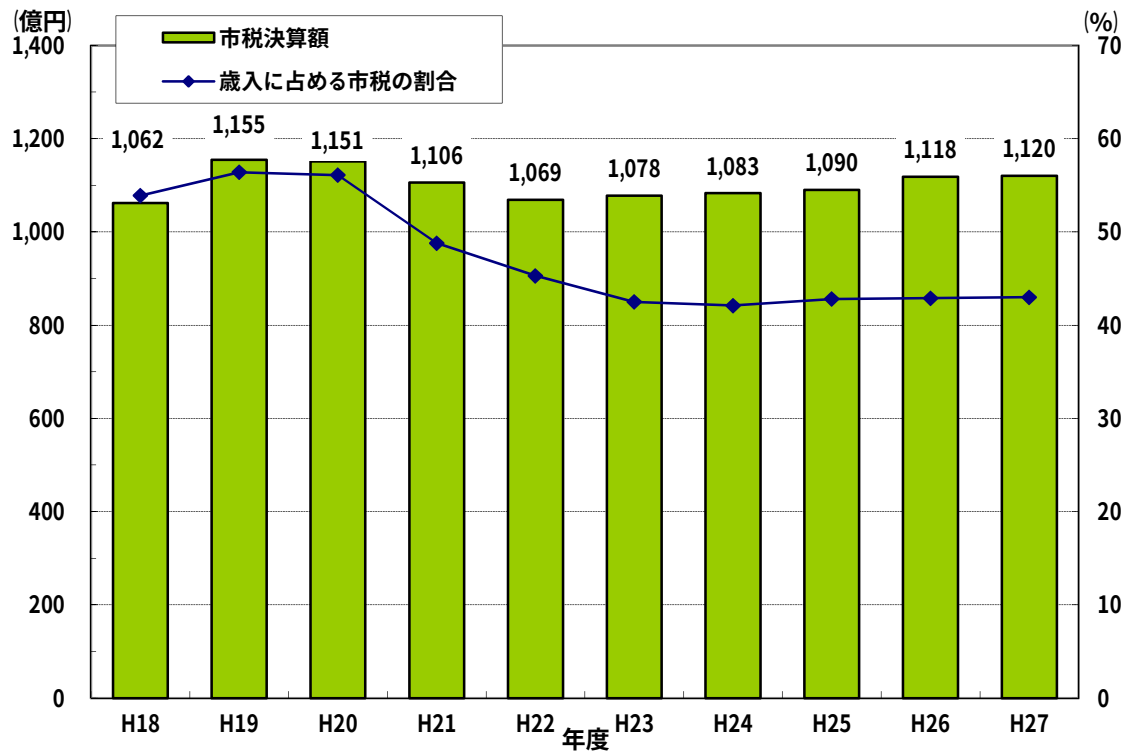


市税の内訳を政令指定都市の平均と比較すると、本市は、個人・法人を合わせた市民税が46.3%、固定資産税が39.0%となっています。

市民税の内訳を見ると、個人市民税は本市が39.4%と大きく、法人市民税は6.9%と小さくなっています。

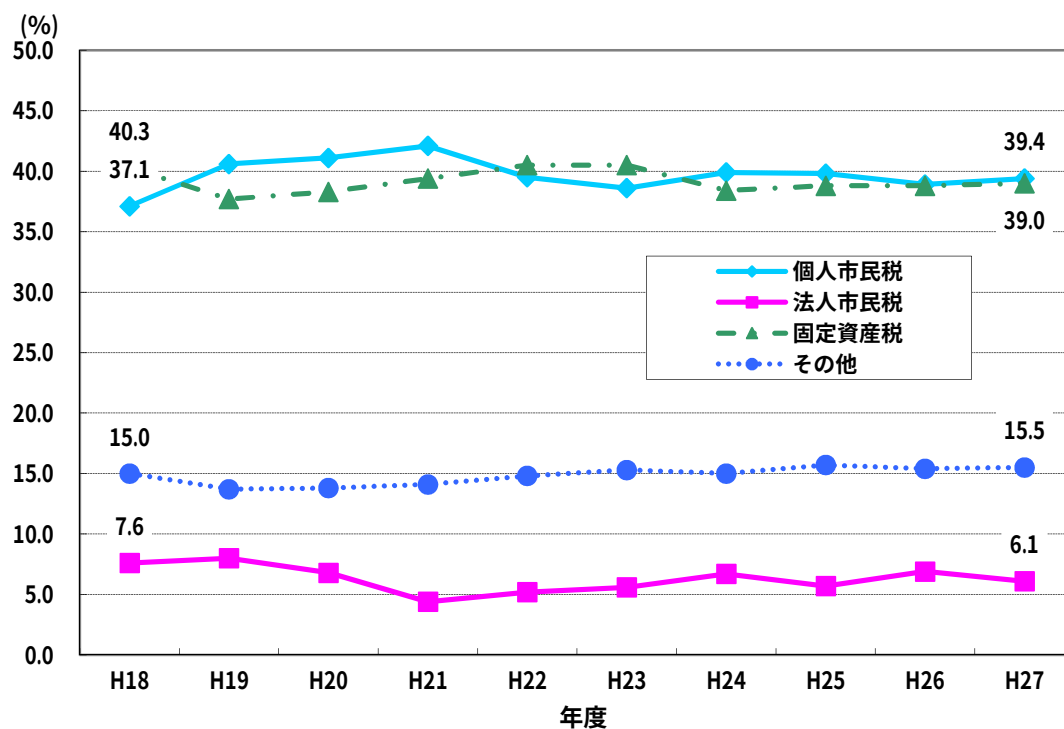
本市の市税収入は景気動向が短期間で税収に反映する法人市民税の割合が小さいことから、比較的変動の少ない構造となっています。

(6) 市税収入額と歳入に占める割合の推移

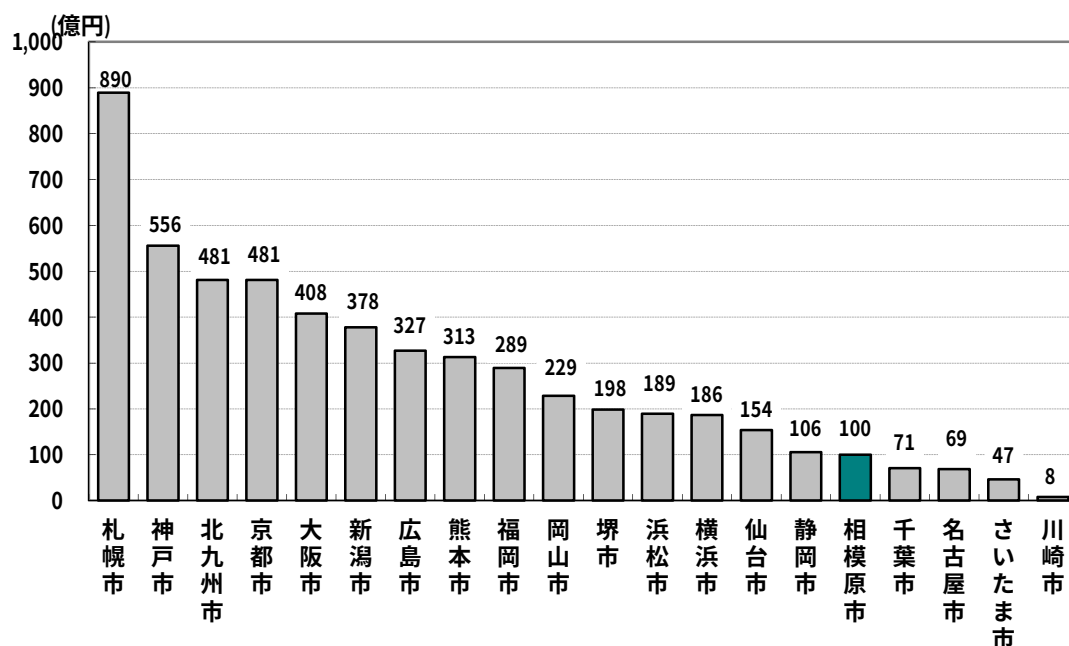


市税収入は、平成 19 年度までは景気回復や税制改正などにより順調な伸びを見せていましたが、平成 20 年度からは、景気低迷の影響により減少に転じています。その後、平成 23 年度からは緩やかな景気回復基調などを反映し、市税収入は増加しています。

(7) 市税構成比の推移

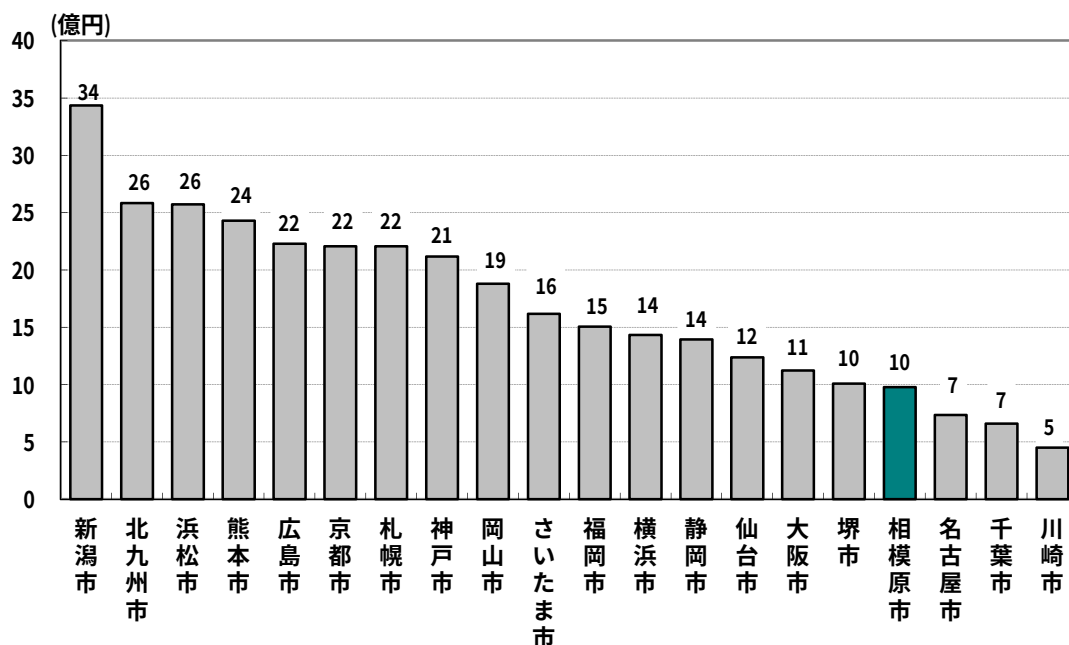


(8) 普通交付税



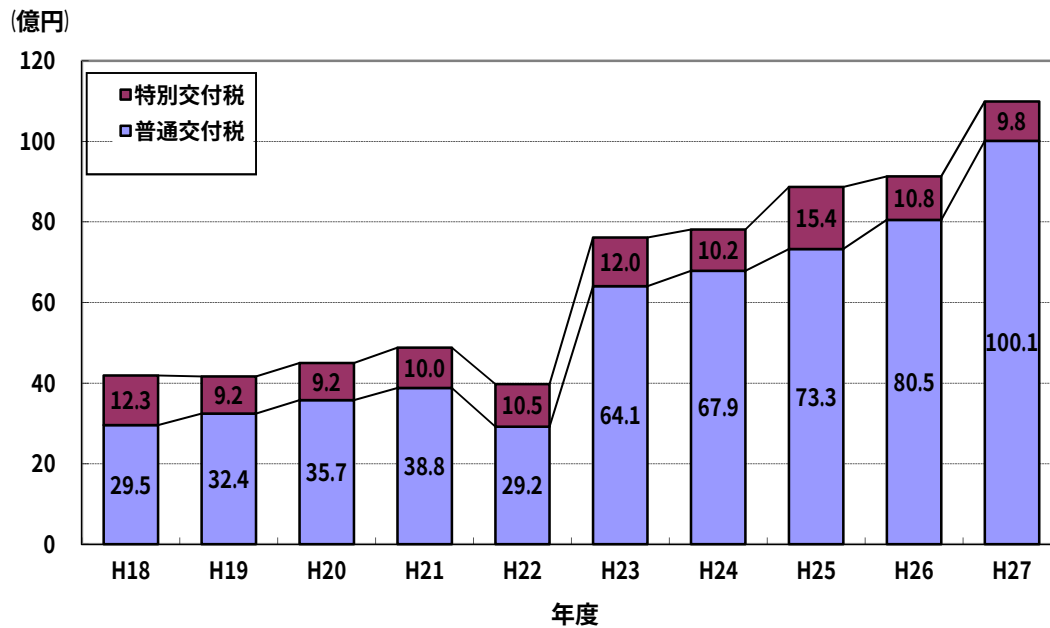
普通交付税は、各地方公共団体の財源不足額に応じて交付されますが、地方交付税制度上の財源不足額とは、実際の財源不足額と異なり、法令により積算される標準的な支出額から一定基準の収入額を差し引く算式を用います。本市の普通交付税は100億円で、政令指定都市20都市中16位となっています。

(9) 特別交付税

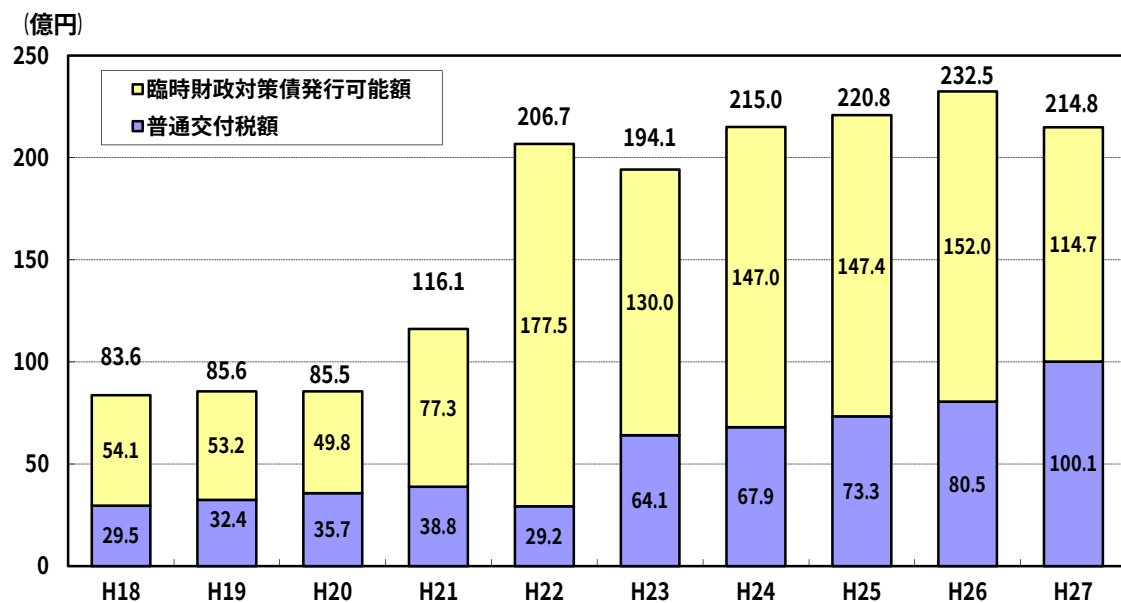


特別交付税は災害復旧など各地方公共団体の特別な財政需要を勘案し交付されます。本市の普通交付税は10億円で、政令指定都市20都市中17位となっています。

(10) 本市の地方交付税額の推移

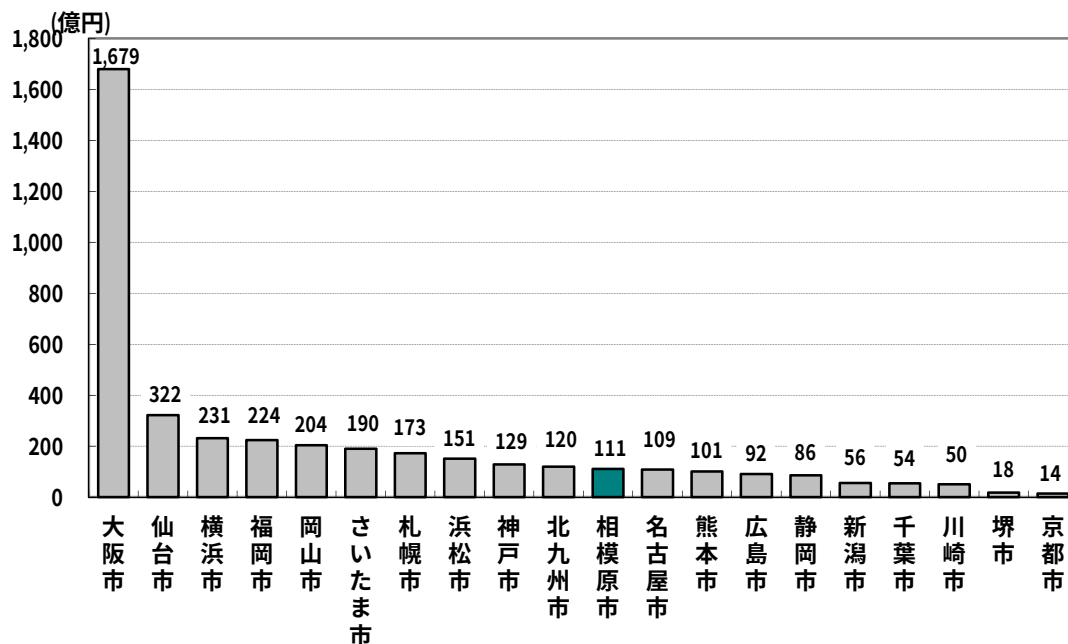


(11) 本市の普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の推移



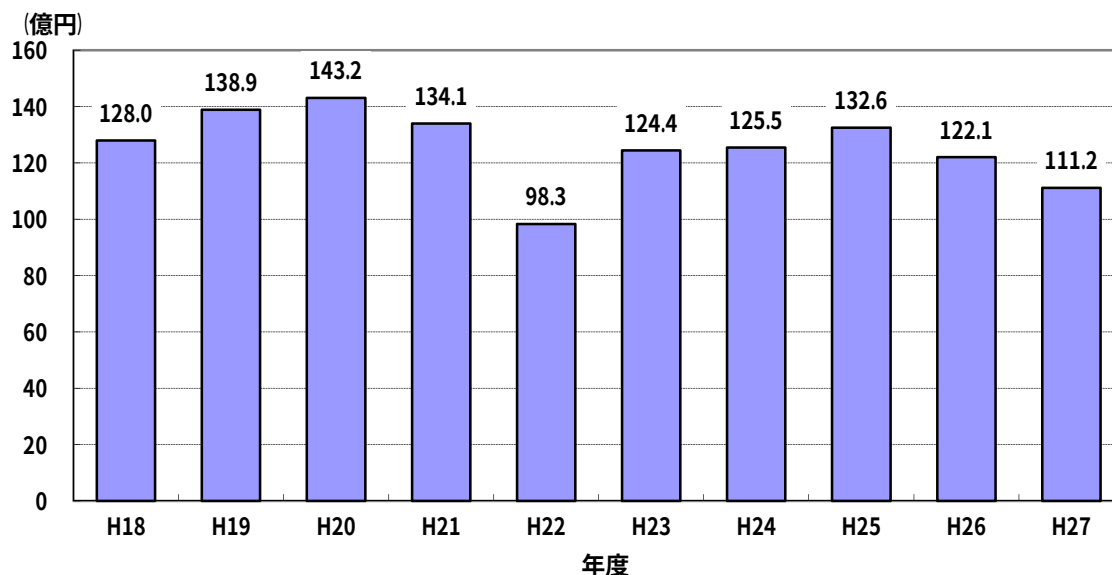
普通交付税額と臨時財政対策債の発行可能額の推移を示しています。普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額の合算額が実質的な交付税額です。平成22年度は、過去3か年の財政力指数が高く、臨時財政対策債に振り替えられる割合が大きかったため、普通交付税の額が小さくなっています。平成23年度からは臨時財政対策債発行可能額の積算方法の改善に伴い普通交付税の額は増加しましたが、臨時財政対策債に振り替えられた額は、平成24・25年度は約147億円、平成26年度は約152億円、平成27年度は約115億円となっています。

(12) 財政調整基金残高一覧



地方財政法において、決算の剰余金については、その2分の1以上を余剰財源として財政調整基金に積み立てるか、市債の繰り上げ償還にあてなければならないとされており、本市は例年、財政調整基金への積み立てを行っています。財政調整基金の役割は、翌年度以降も安定かつ健全な財政運営を行うため、年度間の財源調整を行うことです。実際の使い道としては、災害等の経費、歳入欠陥による補てん財源、大規模な建設事業などに使われます。本市の財政調整基金残高は111億円で、政令指定都市20都市中11位となっています。

(13) 本市の財政調整基金残高の推移

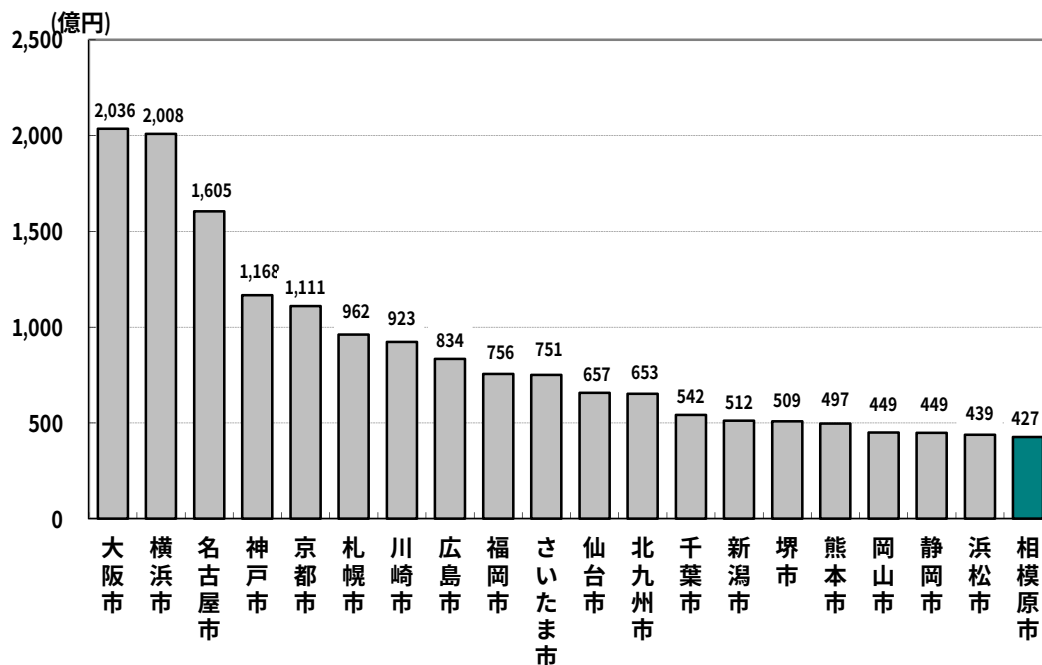


平成22年度は、東日本大震災関連経費を含む約68億円を取り崩したことから残高が大幅に減少しています。その後、残高は増加しましたが、平成26年度から減少に転じています。

4 歳出

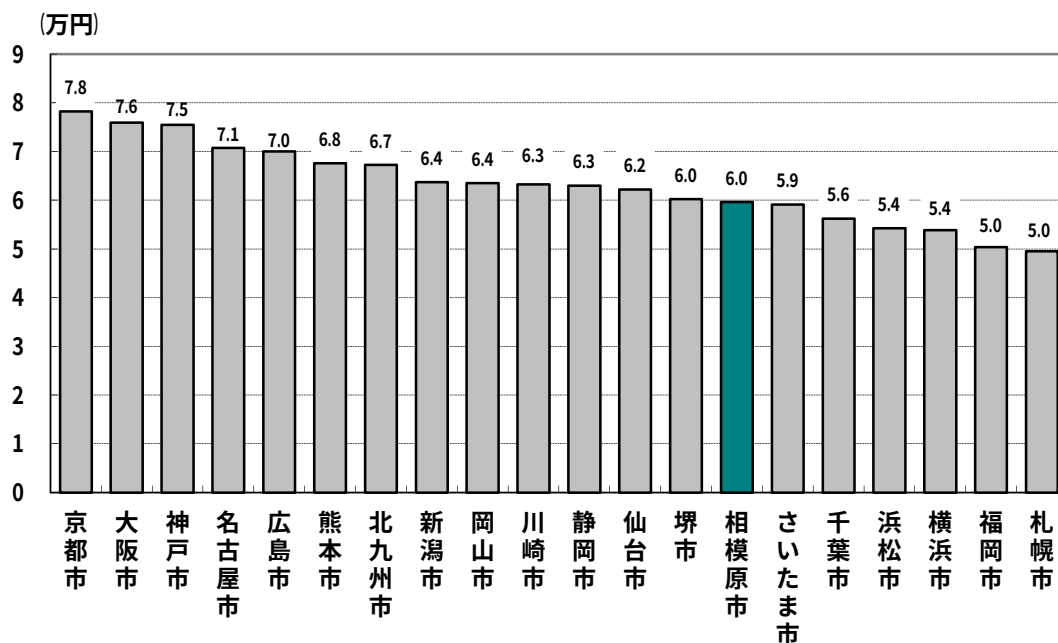
(1) 人件費

人件費の決算額は約 427 億円で、前年度に比べ約 3 億円 (+0.7%) の増額となっています。人件費には、市職員の給与、諸手当のほか、議員、委員、非常勤特別職の報酬等が含まれます。



本市の人件費は、政令指定都市 20 都市中 20 位となっています。最も規模が大きい大阪市の 2,036 億円と比べると、本市の規模は約 5 分の 1 です。

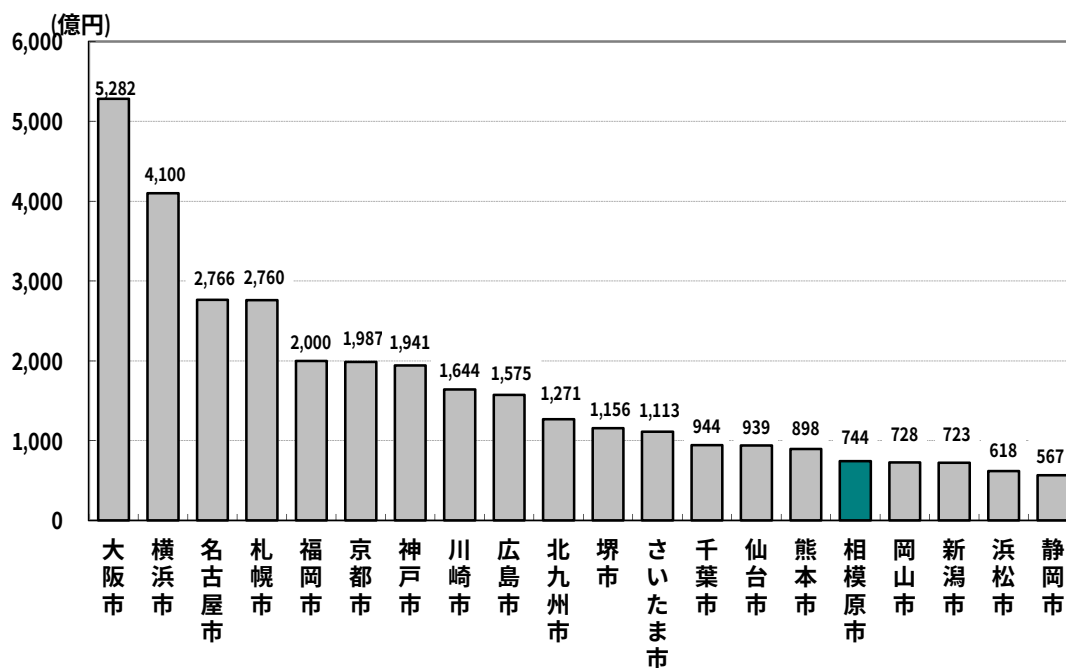
《市民一人当たりの人件費》



市民一人当たりの人件費は 6 万円で、政令指定都市 20 都市中 14 位となっています。

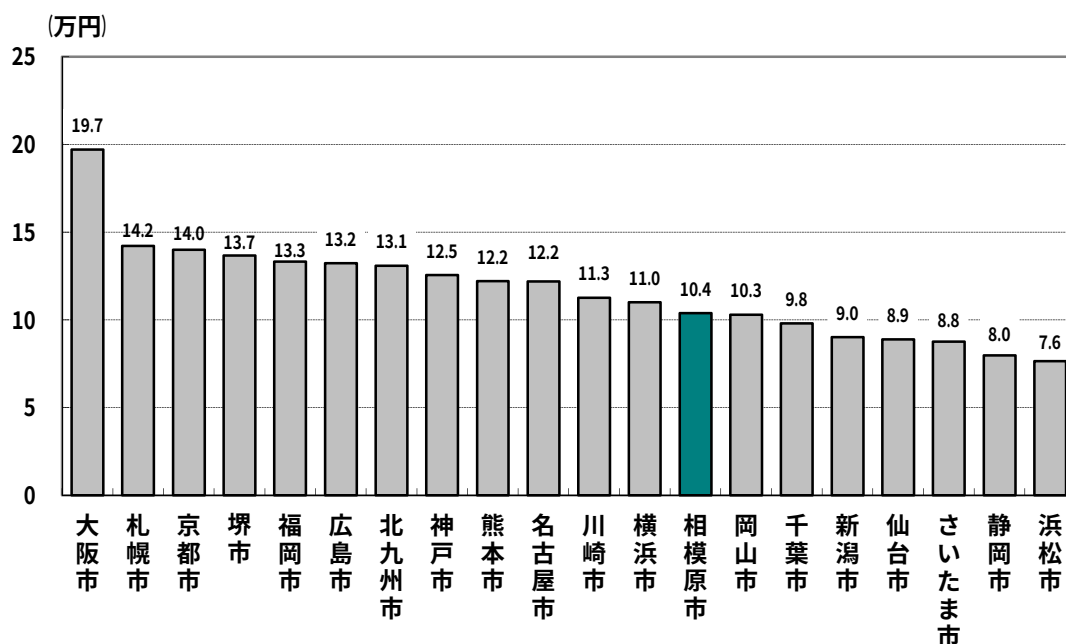
(2) 扶助費

扶助費の決算額は約 744 億円で、前年度に比べ約 61 億円 (+8.9%) の増額となっています。扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費です。



本市の扶助費は、政令指定都市 20 都市中 16 位となっています。最も規模が大きい大阪市の 5,282 億円と比べると、本市の規模は約 7 分の 1 です。

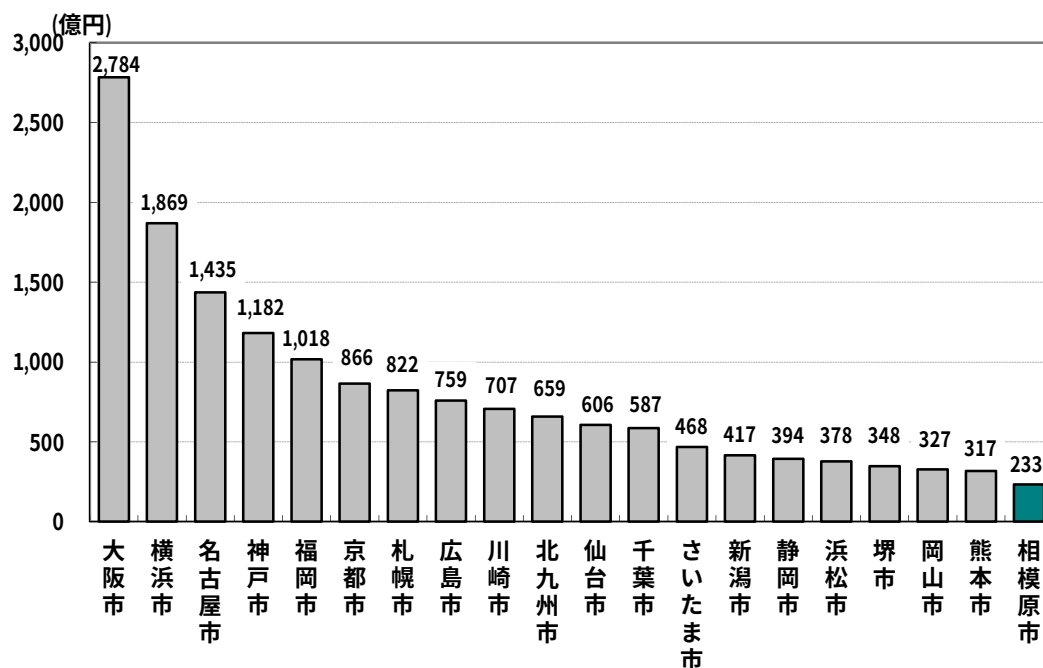
《市民一人当たりの扶助費》



市民一人当たりの扶助費は 10.4 万円で、政令指定都市 20 都市中 13 位となっています。

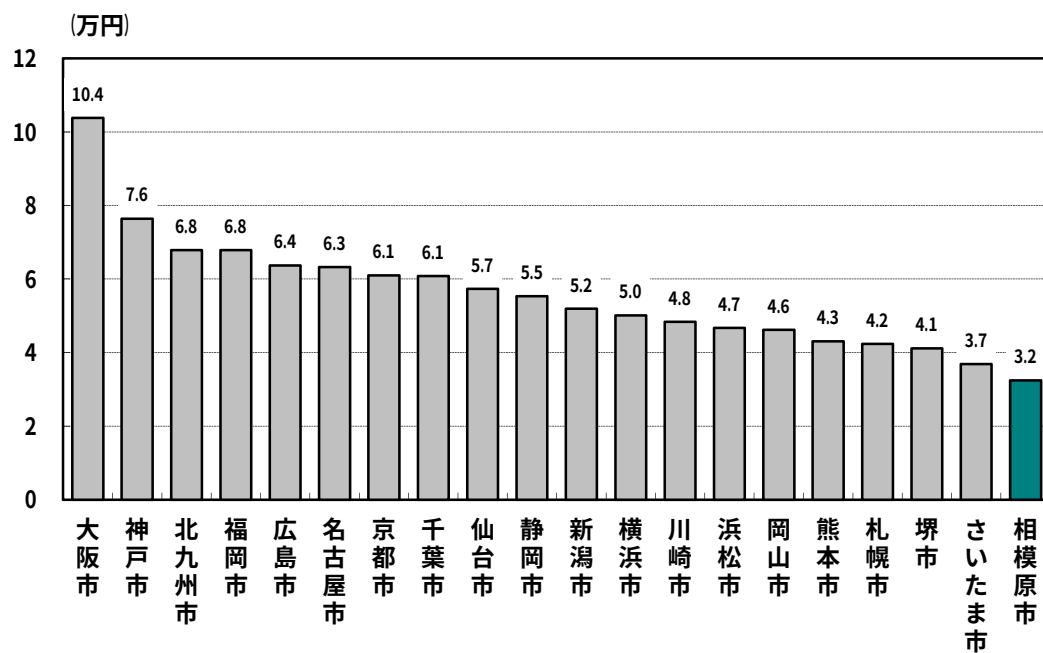
(3) 公債費

公債費の決算額は約 233 億円で、前年度に比べ約 0.1 億円 (+0.1%) の増額となっています。公債費は、市債に係る償還金の元金、利子及び一時借入金利子の合計です。



本市の公債費は、政令指定都市 20 都市中 20 位となっています。最も規模が大きい大阪市の 2,784 億円と比べると、本市の規模は約 12 分の 1 です。

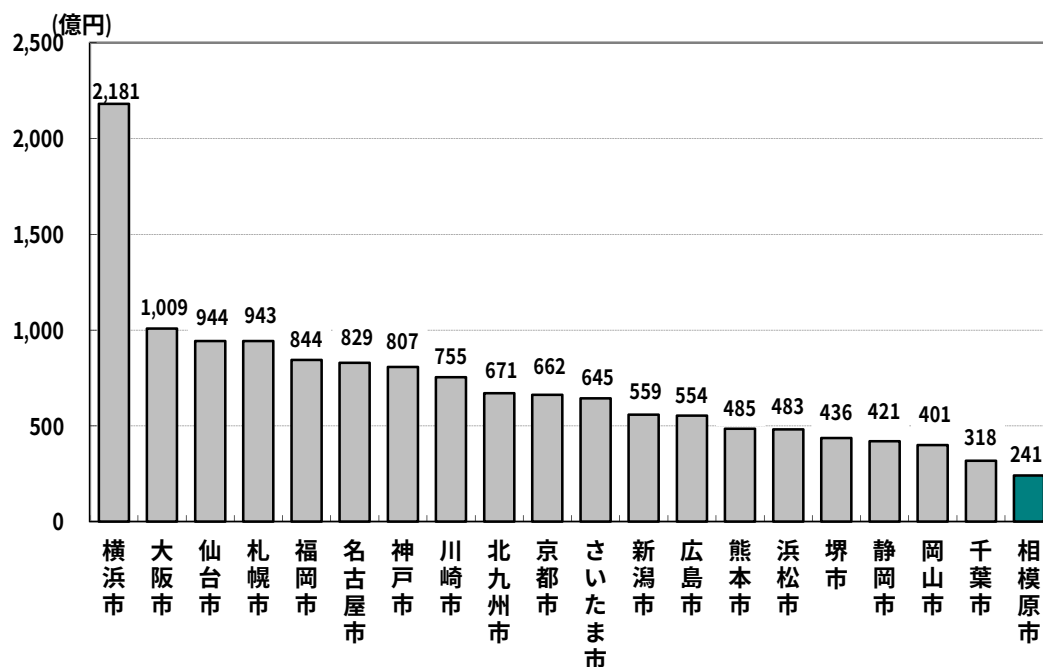
《市民一人当たりの公債費》



市民一人当たりの公債費は 3.2 万円で、政令指定都市 20 都市中 20 位となっています。

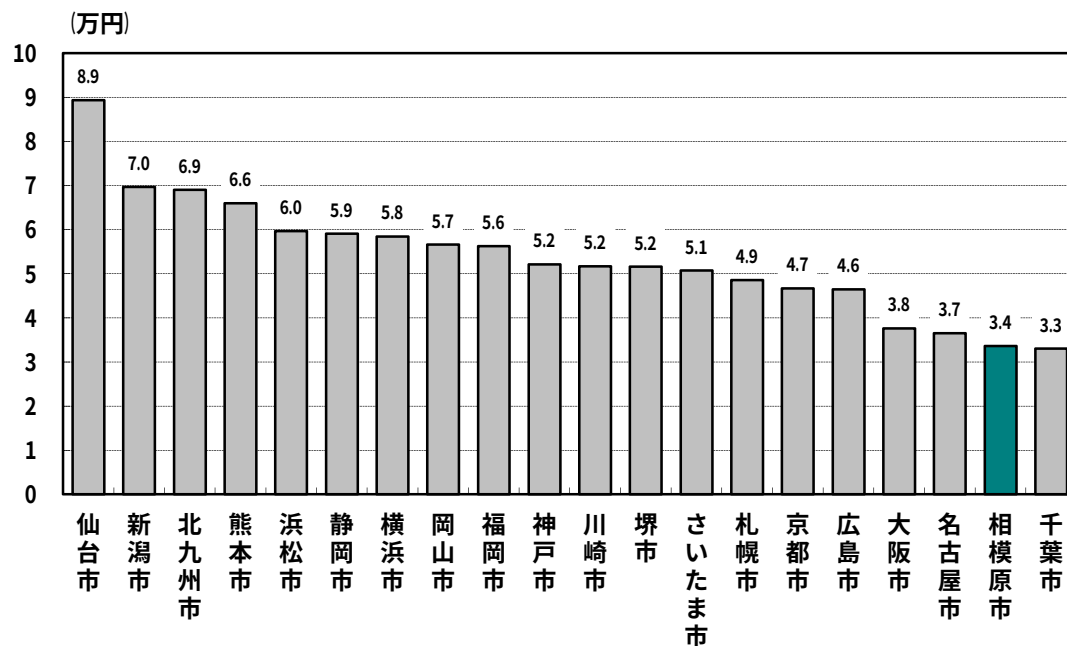
(4) 普通建設事業費

普通建設事業費の決算額は約 241 億円で、前年度に比べ約 63 億円（△20.8％）の減額となっています。普通建設事業費とは、道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設や改良事業を行うために必要な経費をいいます。



本市の普通建設事業費は、政令指定都市 20 都市中 20 位となっています。最も規模が大きい横浜市の 2,181 億円と比べると、本市の規模は約 9 分の 1 です。

《市民一人当たりの普通建設事業費》

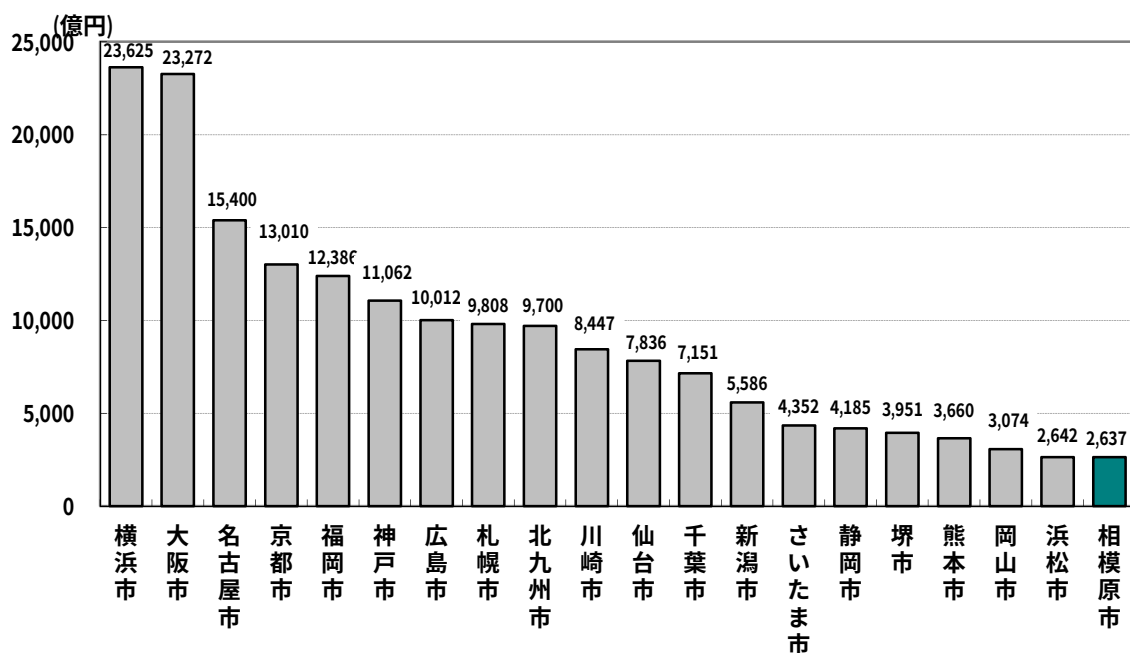


市民一人当たりの普通建設事業費は 3.4 万円で、政令指定都市 20 都市中 19 位となっています。

5 負債の状況

(1) 市債残高

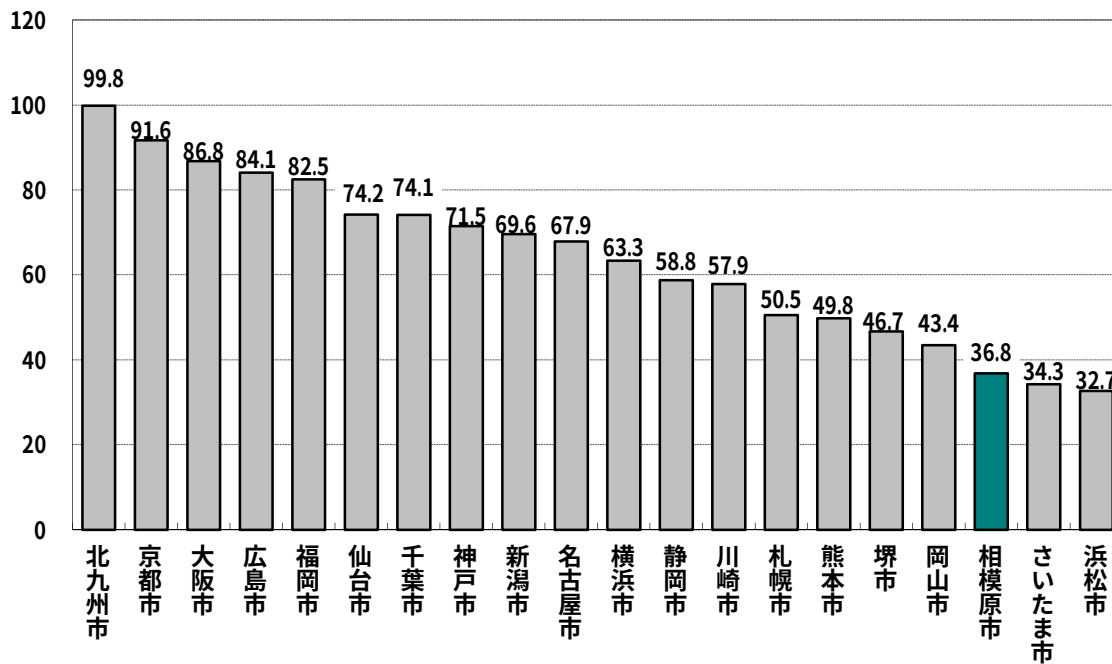
平成 27 年度末現在の市債残高は約 2,637 億円で、前年度に比べ約 26 億円 (+1.0%) の増額となっています。



本市の市債残高は、政令指定都市 20 都市中 20 位となっています。最も規模が大きい横浜市の 2 兆 3,625 億円と比べると、本市の規模は約 9 分の 1 です。

《市民一人当たりの市債残高》

(万円)

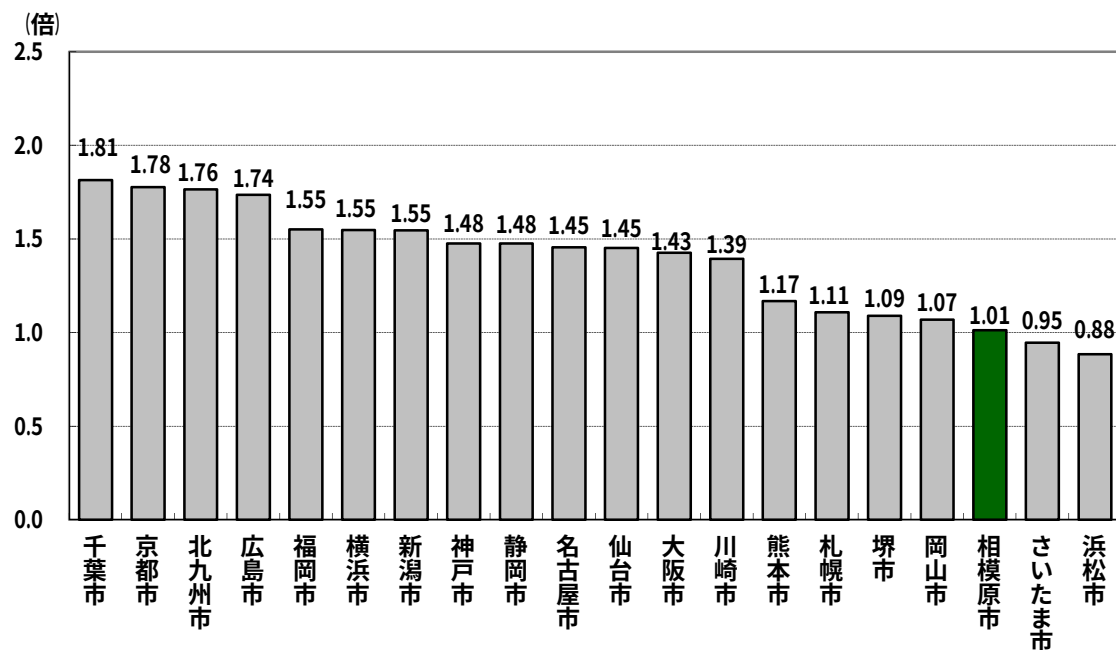


市民一人当たりの市債残高は 36.8 万円で、政令指定都市 20 都市中 18 位となっています。

(2) 歳入総額に対する市債現在高の比率

歳入総額に対する市債現在高の比率 = 市債現在高 ÷ 歳入決算額

この比率は、財政規模に対する市債現在高の割合を示したもので、個人の「年収に対するローン残高」と似た指標です。



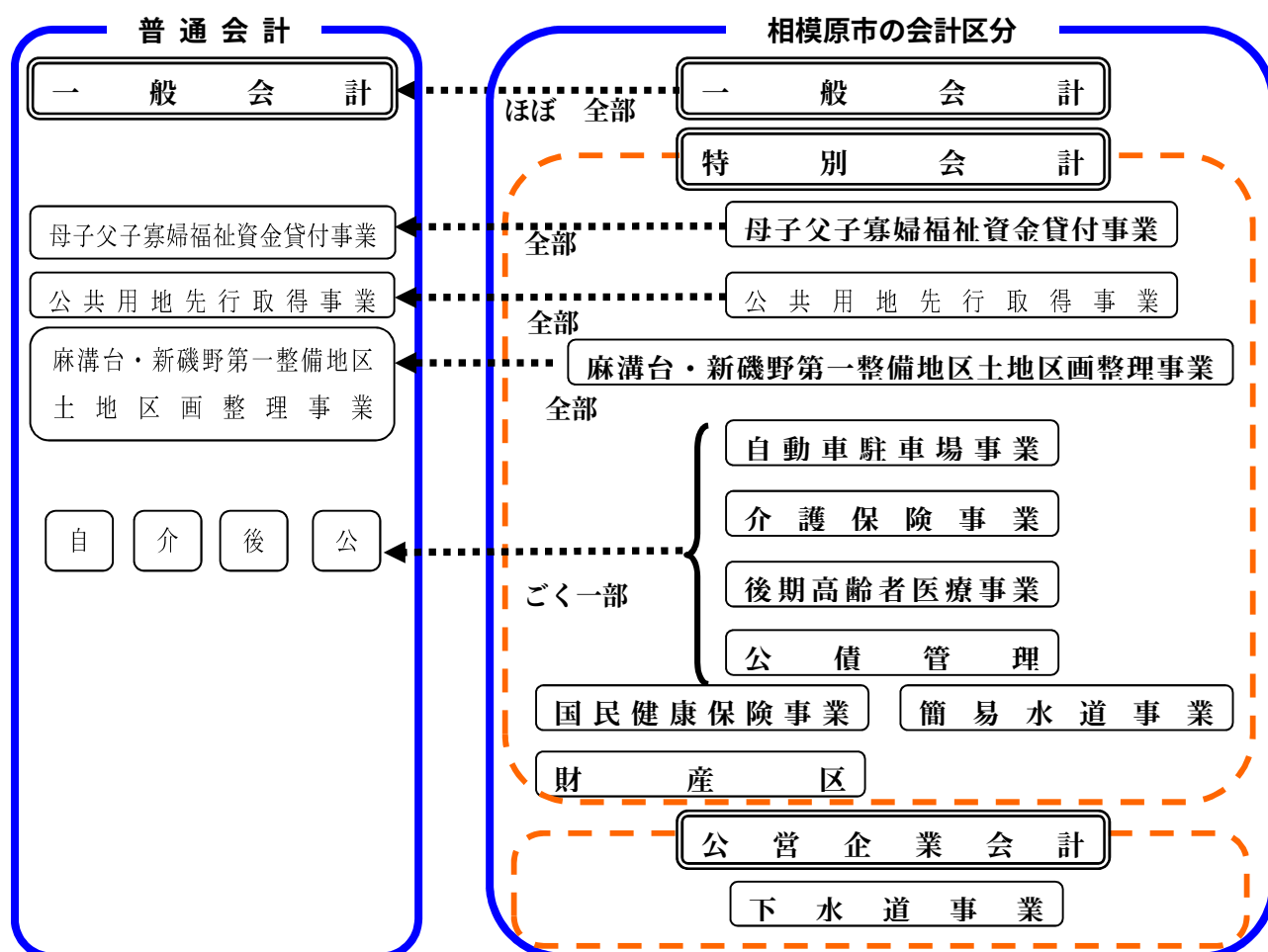
本市の歳入総額に対する市債現在高の比率は1.01倍で、政令指定都市20都市中18位となっています。

用語解説

※ 1. 普通会計

国が行う地方財政状況調査での統計上の目的で作成されている会計区分。

本市の場合、「普通会計」は、「一般会計」から一部を抜き、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業」の全部並びに「自動車駐車場事業特別会計」、「介護保険事業特別会計」、「後期高齢者医療事業特別会計」及び「公債管理特別会計」の一部を組み入れて「普通会計」としています。



※ 2. 地方交付税制度

地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税・地方法人税を国が代わって徴収し、その一部（地方法人税は全額）を一定の基準によって再配分する制度です。交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税として配分されます。特別交付税は災害復旧など各地方公共団体の特別な財政需要を勘案し交付されます。

※ 3. 基準財政収入額

地方公共団体に交付すべき普通交付税を算定するに当たって、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収を一定の方法により算定した額をいいます。

※ 4. 基準財政需要額

各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又施設を維持するための財政需要を一定の方法により合理的に算定した額をいいます。

※ 5. 実質収支

財政収支には、単純に歳入から歳出を差し引いた形式収支のほか、実質収支や単年度収支などいくつかの財政指標が存在します。

歳 入 総 額 (A)		財政調整 基金取崩 額 (G)				
歳 出 総 額 (B)	財政調整 基金積立 額 (E)	地方債繰 上償還額 (F)				
			①形式収支			
			その他	財政調整 基金取崩 額 (G)	前年度の 実質収支 (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (C)
			②実質収支			
			その他	財政調整 基金取崩 額 (G)	前年度の 実質収支 (D)	
			③単年度収支			
			その他	財政調整 基金取崩 額 (G)		
			④実質単年度収支			
	財政調整 基金積立 額 (E)	地方債繰 上償還額 (F)	その他			

①形式収支

歳入と歳出の差額の単純な収支額を表します。

$$\text{形式収支} = \text{歳入総額 (A)} - \text{歳出総額 (B)}$$

②実質収支

市の予算は単年度主義（1年度の間に必要な予算を計上する方法）となっており、計上された事業はその年度内に完了することが原則です。

しかし、実際には諸般の事情で翌年度に繰り越す事業があり、この場合、必要な財源も翌年度へ繰り越すことになります。

形式収支には、この財源も含まれてしまっていることから、これを差し引きしたものを実質収支と呼んでいます。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源 (C)}$$

③単年度収支

収支の計算のもととなる歳入には、黒字にせよ赤字にせよ前年度以前の実質収支が含まれているため、1年間の歳入に対する実質の収支計算を行ったものを単年度収支と呼んでいます。

$$\text{単年度収支} = \text{当年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支 (D)}$$

④実質単年度収支

本市では急な財政需要(支出)などに対応できるよう財政調整基金（一般家庭の預貯金にあたるもの）に資金の積み立てを行っています。円滑な財政運営のため、例年、余剰資金の積立てと不足資金の取崩しを行っており、単年度収支からこの影響を取り除いたものが実質単年度収支です。

$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額 (E)} \\ & - \text{財政調整基金取崩額 (G)} \end{aligned}$$

※ 6. 一般財源

収入には、市税など市の裁量で使い道を決められるものと、国・県の補助金のように使い道が事前に決められているものがあります。前者を一般財源、後者は特定財源といい、一般財源の割合が高いほど財政運営の自由度が高くなります。

※ 7. 臨時財政対策債

国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源に不足が生じた場合に、その穴埋めとして、地方公共団体が発行する地方債です。元利償還額相当分を後年度に基準財政需要額に加える形で交付税措置されることとなっており、実質的な交付税であるとされています。